

特定非営利活動法人 ウェル・クラフト 2023年度 通常総会議事録

1. 日 時：2023年5月28日（日） 13:00～14:00
2. 場 所：特定非営利活動法人 ウェル・クラフト事務所
(京都市伏見区竹田中川原町454番地)
3. 出 席：正会員総数：19名
出席者数：12名（うち、書面表決者：3名、表決委任者：4名）
賛助会員出席者数：1名
4. 審議事項：第1号議案 事業報告
第2号議案 決算報告
第3号議案 事業計画
第4号議案 予算計画
第5号議案 借入金
第6号議案 定款の変更

5. 議長及び議事録署名人の選出

理事平野功氏が開会宣言、理事長中村里美氏があいさつを行い、平野功氏が本日の総会が正会員総数の3分の1以上の出席で有効に成立していることを報告した。

議事に先立ち、議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって上野奈穂美氏を議長に選任した。また、本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、中村里美氏、平野功氏を選任することについて全員異議なく承認し、総会の議事に入った。

6. 議事の経過の概要及び議決の結果

第1号議案 事業報告を提案・審議したところ過半数の賛成で承認した。

以下の事業を実施した。

- ・製造・販売事業として、車いす用体重計・ストロー用穴あけ加工・車いす電動化ユニットなどの製造・販売・開発を行ってきた。
- ・情報提供事業としてホームページ・フェイスブック・インスタグラムを開設しているが、十分な活用ができなかった。
- ・5月にNPO法人麗山の就労継続支援B型事業所風音を引き継ぐ形で、ウェル・クラフトとして就労継続支援B型事業所 のつつを開設した。風音の建物が耐震性を満たしてないかったため、これまで工房として使用させてもらっていたなごみ

1Fを正式にウェル・クラフトとのつつの事務所・作業室として賃貸させてもらい、風音の施設を新たに施設外就労先 太秦作業所として麗山からの請負作業を行ってきた。のつつでは企業からの請負軽作業、自主ブランド品の製作、社会貢献製品の製作などの生産活動を行ったり、2ヶ月に一度右京区役所での展示即売会や各方面の販売イベントに参加し、自主製品の販売や、社会貢献製品の展示・デモンストレーションなどに取り組んできた。また、安定して事業が進められるよう新たな移転先を探し続けた結果、右京区西京極郡阿町に賃貸できる物件の目処が立ち、今年の11月より事業を行うことができるようになった。なお、この物件では、1階を多機能型（B型と生活介護）事業所、2階を賃貸の障害者住居にして、新たに居宅介護支援事業を始める予定である。

- ・京都市に対しての2人乗り電動車いすの認可に向けた特区提案の取り組みでは、違うタイプの電動推進ユニットを製作した。特区推進連絡会に参加している今仙技術研究所を訪問し電動推進ユニットの体験をしてもらい好感触を得た。今仙技術研究所での開発・製造・販売を打診したが実現はしなかった。京都市への再提案はできず次年度への課題となった。
- ・これまでできていなかった確定申告を過去にさかのぼって行った。その結果、どの年度も収益より経費が多く、税金を納める必要はなかった。
- ・例年実施・参加してきた交流会やイベントは2022年度には少しずつではあるが参加していった。
- ・福祉車両や電動化ユニットで助成金の申請をして、みずほ財団の助成金を得ることができ、送迎用の軽自動車を所持できるようになった。クラウドファンディングに取り組むことはできなかった。
- ・特例認定NPO法人から認定NPO法人を取得できるよう取り組み、取得できることになった。

平野：送迎用の軽自動車で今日はここに来ることができた。

第2号議案 決算報告を提案・審議したところ過半数の賛成で承認した。

中村里美：法人税等が多いのは製造業に掛かる均等割の税金を過去にさかのぼって支払ったから。来年からはなくなる。

上野：カームの事業には税金がかかってくるだろう。

中村浩一：事業費の人件費と管理費の人件費はどういう違いか。

中村里美：事業費の方は作業所関係の職員で管理費の方は事務所関係（本部）の職員の人件費になっている。

第3号議案 事業計画を提案・審議したところ過半数の賛成で承認した。

障害者の要望に応じて車いす用体重計や車いす用レインコートを中心に、事業所で

は利用者さんのデザインを生かし、職員が協働して布・紙を使用したオリジナル商品の制作をしていく。販売先を広げ、イベントにも積極的に参加していく。就労継続支援B型事業所を多機能型事業所（就労継続支援B型と生活介護）とし、障害者の就労の機会を増やすとともに日常生活の支援を行っていく。また、移転予定の新たな事業所の物件で不動産賃貸業（障害者に対するバリアフリー住宅の提供）を開始し、その入居者とB型・生活介護の通所者の支援を中心に居宅介護支援事業所を開設する。

以下の事業を実施していく。

- ・製造・販売事業として依頼を待つだけでなく、カタログ等で宣伝を強める。
- ・情報提供事業を充実する。
- ・多機能型事業所（就労継続支援B型と生活介護）の利用者を増やす。
- ・不動産賃貸業（障害者に対するバリアフリー住宅の提供）を開始し、入居者を募集する。
- ・居宅介護支援事業所を開設し、利用者を増やす。
- ・2人乗り電動車いすの認可に向けた今後の取り組みを進める。
- ・新型コロナの感染拡大の状況を見ながら、可能であれば交流会の実施やイベントへの参加活動を進める。
- ・資金調達をすすめる。
- ・電動推進ユニットの開発でクラウドファンディングの実施を検討する。
- ・認定NPO法人の認証を取得し、寄附の呼びかけを進める。

上野：居宅介護支援事業所の事前相談が3ヶ月前にあるので8月に行ってくる。入居の面談、職員採用の話を進めている。

中村里美：6月2日に地鎮祭を予定しているが、雨なら5日に延期する。

第4号議案 予算計画を提案・審議したところ過半数の賛成で承認した。

平野：新しい物件の家賃を傾斜にしてもらい最初は安くしてもらっている。逆に後半上がっていくので、しっかり黒字になるようにがんばる必要がある。

中村里美：現状復帰や備品設備費等を賃貸物件退居精算金として別にあげてある。

第5号議案 借入金の実施を提案・審議したところ過半数の賛成で承認した。

新たに居宅介護支援事業を始めるにあたり、200万円程度の長期借入金を行う。事業計画、収支予算書兼償還計画書、融資金額等については理事会で作成、決定を行う。

上野：金額が足りるか心配もある。

平野：借りる時期が近づいたら改めて理事会で金額を決めたら良いと思う。

第6号議案 定款の変更について提案・審議したところ全員異議なく承認した。

昨年の通常総会で少ない理事の中から必ずしも副理事長を選ばなくても良いように変更したことに伴い、理事長の補佐や職務の代行を副理事長に加え理事も行えるよう変更する。

総会及び理事会の議事録に必要な議事録署名人の署名を負担軽減のため記名に変更する。

| 変更前 | 変更後 |
|--|---|
| <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人～8人</p> <p>(2) 監事 1人～2人</p> <p>2 理事のうち、1人～2人を理事長、<u>1人～2人を副理事長とする。</u></p> | <p>(種別及び定数)</p> <p>第12条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3人～8人</p> <p>(2) 監事 1人～2人</p> <p>2 理事のうち、1人～2人を理事長と<u>する。</u></p> <p><u>3 理事のうち、1人～2人の副理事長を置くことができる。</u></p> |
| <p>(職務)</p> <p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> | <p>(職務)</p> <p>第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 <u>副理事長又は理事</u>は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> | <p>(議事録)</p> <p>第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>署名</u>、押印しなければならない。</p> | <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>記名</u>、押印しなければならない。</p> |
| <p>(議事録) 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>署名</u>、押印しなければならない。</p> | <p>(議事録) 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>記名</u>、押印しなければならない。</p> |

※下線部分は提案に対する補足や意見

議長は、以上をもって総会に関するすべての議事を終了した旨を述べ、議長の任を解いた。

最後に理事平野功氏が総会の閉会宣言を行った。

以上、この議事録が正確であることを証します。

議 長 上野奈穂美 (印)

議事録署名人 中村里美 (印)

議事録署名人 平野功 (印)